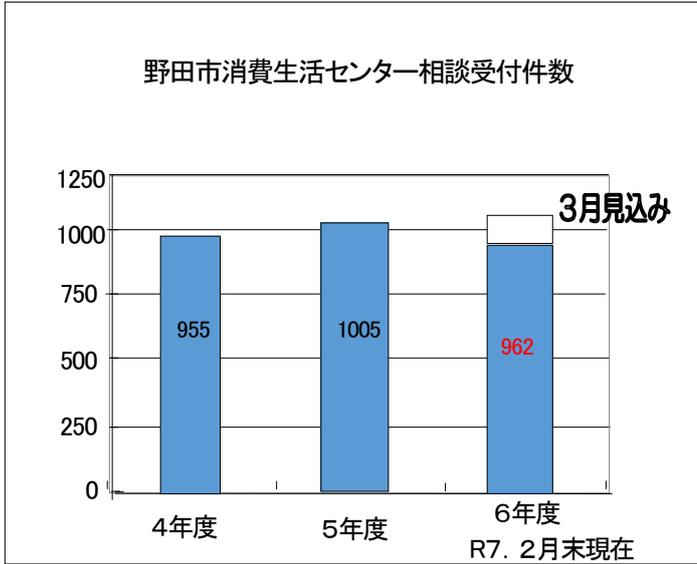


発行：野田市消費生活センター

増え続けてます！

消費者トラブル



令和6年度も、様々な悪質商法や詐欺などが発生しました。悪質商法は次々と新しい手口となり、老若男女問わずトラブルに巻き込まれる可能性があります。

また、定期購入、訪問販売のトラブルの相談が多く、年間の相談件数も2年連続で1,000件を超える見込みです。

不安なことや困ったことがありましたら、お早めに消費生活センターにご相談ください。

相談ベスト3

令和6年4月～令和7年2月末現在（野田市消費生活センター受付）

1位 75件 化粧品（定期購入に関するトラブルなど）

2位 61件 商品一般（詐欺、架空請求など）

3位 50件 役務その他（給湯器や電気の点検商法など）

訪問販売では新しく給湯器や電気の点検商法などのトラブルが増えているほか、インターネットでの定期購入に関するトラブル、給湯器などの点検に関するトラブルなどの相談が多く寄せられました。

年代別相談件数

	～20歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳～	不明
R6. 2月末	11	55	61	83	137	138	274	203

「自分は大丈夫！」と思っていませんか？

巧妙で悪質な手口の前では「絶対に大丈夫！」ということはありません。今一度よく確認し、安易な契約（購入）は避けましょう。

増えている消費者トラブル 注意!



覚えのない未納料金を請求する電話に注意!

(ケース1)

契約している電話会社を名乗り「電話料金が未納になっている。今日中に料金を払わない場合は、電話を止める」との電話があったが、契約していない会社からのウソの電話だった!

(ケース2)

契約している電力会社を名乗り「電気料金の未納がある。あと2時間で電気を止める」との電話があったが、電気料金の未納はなく、電気も止められることはなかった!

このような電話があったら、注意!

- ・ 今日中に払わないと、〇〇を止める・・・
⇒あわてさせて、お金を振り込ませる。
- ・ 氏名、住所、銀行の口座番号を聞き出そうとする・・・

対処方法

- ・ 電話で身に覚えのない未納料金を請求されても、絶対に相手にせず、無視してください。
- ・ 不明な点がある場合は、事業者の本来の連絡先を自分で調べて、問い合わせるようにしましょう。
- ・ 不安を感じる場合は、「野田市消費生活センター」に相談してください。



「消費者庁イラスト集より」

通信販売での「定期購入」に注意！

インターネットでの通信販売で、1回だけのつもりで買った商品が、1か月後にも届いた。⇒確認したら、定期購入になっていた！

注意！

- 「初回」〇〇〇とあったら、「2回目」が届く！
- 「定期縛（しば）りなし」は「最低購入回数の指定がない契約」（「いつでも解約できる定期購入」）の可能性も！
- 解約をするために電話をしても、全く電話がつかない！

対処方法

- インターネットでの通信販売では、クーリング・オフ制度はありません。注文確定前の画面で、必要事項をしっかりと確認するようにしましょう。
大切なことは、小さい字で書いてあります。 ⇒これくらいの小さな字のことも！

知っておこう！ クーリング・オフ制度 (特定商取引法による)

クーリング・オフとは

訪問販売や電話勧誘など特定の取引方法で商品等を購入（契約）し、後で考え直して契約をやめたいと思った時、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。

クーリング・オフができる主な取り引きと期間

期間は、申込書面または契約書面のいずれか早いほうを受けとった日から数えます。

取引内容	期間
訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス等を含む）	8日間
電話勧誘販売（電話勧誘による取引、電話をかけさせられた場合も含む）	8日間
連鎖販売取引（マルチ商法、ネットワークビジネス）	20日間
特定継続的役務提供（語学教室、エステ、美容医療サービス等）	8日間
業務提供誘引販売取引（内職商法、モニター商法等）	20日間
訪問購入（業者が店舗以外の場所で、商品の買い取りを行うもの）	8日間

など



通信販売（インターネットショッピングなど）にはクーリング・オフ制度はありません。事業者が返品可否や条件についての特約を設けている場合はそれに従うことになります。注文する前に必ず返品条件を確認しましょう。

まめメールを配信しています

訪問販売や悪質商法などの被害から市民の皆さんを守るため、悪質商法の手口や情報などを、メールで配信しています。

空メールを送信し、登録案内メールが届いたら登録画面を開き、欲しい情報を選んで確認ボタンを押すと、登録完了です。

※ 通信料は、利用者側の負担となります。

登録用アドレス：t-chiba-noda@sg-p.jp

【スマホ用】
QRコード



出前講座を実施しています

消費生活センター相談員が、希望する団体の会場に出向き、悪質商法・架空請求などの手口や対処方法を紹介します。

ご希望の団体はお気軽にお問い合わせください。



- ◆ 日程：まずは市民生活課へご相談ください（土日可）。
- ◆ 料金：無料
- ◆ 問合せ：市民生活課コミュニティ係 04-7123-1083

その他 消費生活センターでは

年2回（5月と11月）、弁護士による無料相談会を実施しています。

詳しくは市報等でお知らせします。

借金問題、出会い系サイトトラブルなど、お困りの方はご利用ください。

発行・相談先：野田市消費生活センター

- 電話 04 - 7123 - 1084（直通）
- 相談時間 平日 午前10時から正午、午後1時から4時
（土曜、日曜、祝日、年末年始はお休みです）
- 所在地 野田市鶴奉7番地の1（市役所2階 市民生活課隣り）

※ 来庁、電話のどちらでもご相談できます。